

告示

長野県告示第537号

平成19年10月15日成立した平成19年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

平成19年度長野県一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	954億 4341万 2千円	2億 2826万 6千円	956億 7167万 8千円
12 繰入金	206億 5736万 4千円	1億 3821万 5千円	207億 9557万 9千円
13 繰越金	2億 7104万 1千円	6億 762万 6千円	8億 7866万 7千円
14 諸収入	786億 2825万 1千円	106万 2千円	786億 2931万 3千円
15 県債	925億 7700万 円	3億 2500万 円	929億 200万 円
歳入合計	8472億 149万 円	13億 16万 9千円	8485億 165万 9千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	864億 3686万 2千円	3億 766万 6千円	867億 4452万 8千円
4 衛生費	161億 3343万 8千円	2785万 円	161億 6128万 8千円
6 生活環境費	72億 3837万 円	1582万 円	72億 5419万 円
7 農林水産業費	425億 4957万 4千円	2億 8027万 4千円	428億 2984万 8千円
8 商工費	692億 5648万 8千円	2000万 円	692億 7648万 8千円
9 土木費	1174億 8921万 2千円	6億 248万 8千円	1180億 9170万 円
10 警察費	447億 1513万 5千円	4607万 1千円	447億 6120万 6千円
歳出合計	8472億 149万 円	13億 16万 9千円	8485億 165万 9千円

2 繰越明許費

道路改築費ほか 7件 金額 18億 8398万 円

3 債務負担行為補正

県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業
ほか 1件 限度額 2億 7236万 3千円

4 地方債補正

農業農村整備事業費ほか 2件 限度額 3億 2500万 円

平成19年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計（第2号）	239億 8799万 5千円	6500万 円	240億 5299万 5千円
合計	380億 2618万 2千円	6500万 円	380億 9118万 2千円

財政課

長野県告示第538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

事業所の名称 特別養護老人ホーム さくら苑	事業所の所在地 佐久市下小田切50番地1	指定した年月日 平成19年10月1日
--------------------------	-------------------------	-----------------------

長寿福祉課

長野県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ヘルパーステーション “わく”	長野県長野市桜新町678-4	平成19年10月1日
特定非営利活動法人ヒューマンネットながの	長野県長野市大字鶴賀七瀬中町211番地15 ゆたかフレン	〃 〃
訪問介護事業所	ズ2階	〃 〃

あつたか介護

長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地

〃 〃

(2) 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人健成会小林脳神経外科病院	長野県長野市三輪一丁目5番21号	平成19年10月1日

(3) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
コスモス長野デイサービスセンター	長野県長野市小島田町380番地	平成19年10月1日
宅老所長瀬庵	長野県上田市長瀬2642番地7	〃 〃
ケアコミュニティこころ	長野県下伊那郡松川町上片桐3373番地1	〃 〃
いやしろ地えんじゅ	長野県安曇野市穂高有明2181-13	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人健成会小林脳神経外科病院介護支援事業部	長野県長野市三輪一丁目5番21号	平成19年10月1日
福祉相談センターりんごの郷	長野県長野市大字穂保字町裏207番1	〃 〃

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ヘルパーステーション “わく”	長野県長野市桜新町678-4	平成19年10月1日
あつたか介護	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	〃 〃

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
コスモス長野デイサービスセンター	長野県長野市小島田町380番地	平成19年10月1日
宅老所長瀬庵	長野県上田市長瀬2642番地7	〃 〃
ケアコミュニティこころ	長野県下伊那郡松川町上片桐3373番地1	〃 〃
いやしろ地えんじゅ	長野県安曇野市穂高有明2181-13	〃 〃

長寿福祉課

長野県告示第540号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 上田市保野732-1、736-5、748-2、748-6、749-1、749-2及び753-1
- 2 茅野市宮川10705-1、10750-1、10750-3及び10753-1
- 3 飯田市上郷別府600-1及び669-1

ビジネス誘発課

長野県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

長野市松代町東条字砂原1277、1278、1279の1から1279の3まで、1280の1から1280の4まで、1282の1、1282の2、1283の1、1283の3、1283の5、1284の2、1284の5、1284の9、1284の10、1284の12、1285の1、1285の2、1285の4、1286の1（次の図に示す部分に限る。）、1286の2、1288の1、1288の3、1289の1、1289の3、1289の4、1289の6

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第542号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字法台7959のチの1、字矢下7972のホの2、7972のヘ、7972のト、字品沢6768の1、6777の4、6777の6、6777の7、6778の1、小谷村大字中小谷字中土界より千国界迄丙4026の1・丙4026の2・字宮本山丙4027の5・丙4027の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（7）主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（イ）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字小鍋字千木中5313の2、5321のイ、大町市社字北谷4230、字大門口日向4239の4、4239の6、字二本松4232の1、4240の1、4240のロ、4241、飯山市大字緑字大日向2465から2470まで、字犬子坂2522のイ、2522のロ、2523のイ、2523のロ、2524から2533まで、南佐久郡南牧村大字広瀬字鮎久保820、字中原825の1、825の3から825の5まで、825の7、825の8、字踏通859の1、862の2、863の1、863の3、863の5、北安曇郡松川村字二ノ沢3273のイ、字どふとく3274のハ、3274のニ、3274のホ、字南平道3286のキ、3286のノ、3286のオ、3286のク、3286のヤ

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（7）次の森林については、主伐は、択伐による。

字千木中5313の2、5321のイ、字北谷4230、字大門口日向4239の4、4239の6、字二本松4232の1、4240の1、4240のロ、4241、字二ノ沢3273のイ、字どふとく3274のハ、3274のニ、3274のホ、字南平道3286のキ、3286のノ、3286のオ、3286のク、3286のヤ

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

佐久市横和字鶴巻587、588の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（7）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第543号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町日義578の1、580、653、681、728、744、東筑摩郡山形村字本澤横吹澤7598の5、7598の6

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

松本市大字稻倉字幸甚置1438の2、1439の2、大字島内字泥坂上8412の1、字ドロ坂8415の2、安曇野市明科東川手10437、木曽郡上松町大字荻原61（次の図に示す部分に限る。）、63の1、木曽町新開5742の1から5742の4まで、5744、5745の1から5745の13まで、大桑村大字殿1613の14、1617、1618、1619の1から1619の3まで、1621の18（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

字幸甚置1438の2、1439の2、明科東川手10437、大字荻原61（次の図に示す部分に限る。）、63の1、木曽町新開5742の1から5742の4まで、5744、5745の1（次の図に示す部分に限る。）、5745の2から5745の13まで、大字殿1613の14、1617・1618・1619の1・1619の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1619の2

(1) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第544号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 日時 平成19年11月8日 午前10時30分

2 場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁 議会棟理事者控室

3 被聴聞者

(1) 商号 信州ネット株式会社

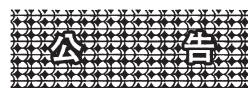
(2) 代表者氏名 綿貫 彰

(3) 主たる事務所の所在地 長野市大字鶴賀485番地5

(4) 免許証番号 長野県知事（1）4832号

(5) 免許年月日 平成16年5月17日

建築管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メカトロニクス＆ロボット・クラフトワーカス

3 代表者の氏名

多田 耕三

4 主たる事務所の所在地

佐久市下小田切402番地20

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもたちに対してメカトロニクス分野での工作教室とその成果物であるロボット等の競技会への支援と開催と実施に関する事業を行い、日本が製造業で目指すべき高付加価値な「ものづくり」力の復活を担う人材の育成、並びに、参加する子ども同士が技術を交換し、世代間で技術を継承できるような環境と体制を構築することによって、子どもの人的交流を促し、「ものづくり」力を社会で共有し継承できる技術人材の育成に寄与することを目的とする。

N P O 活動推進課